

京都市告示第598号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年1月13日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

上田町北部町内会

2 規約に定める目的

会は、会員の協力により生活文化の向上と相互の協調親睦を図り、地域的な共同活動を行うことによって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 児童祭の行事。組長主催で実行委員長、会計を置き他の役員が支援する。
- (2) 環境施設の設備改善の行事
- (3) 葬儀に関する件で、当事者からの申し出により三役及び役員が支援する。会員の葬祭では、町旗を掲げる。
- (4) その他必要な町内行事

3 区域

京都市右京区梅津上田町の区域のうち、有栖川の東北側、後藤橋通りの東南側、南太秦との境界通り（*1）の西南側、上田町ちびっこひろばの南側道路（*2）に面する住居より西北側に囲まれた区域

ただし、*1と*2の交差点から一筋南東の道路に面する住居を含む

4 主たる事務所

京都市右京区梅津上田町1番地の10

5 代表者の氏名及び住所

天羽 智彦

京都市右京区梅津上田町1番地の10

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和5年1月10日

(文化市民局地域自治推進室)